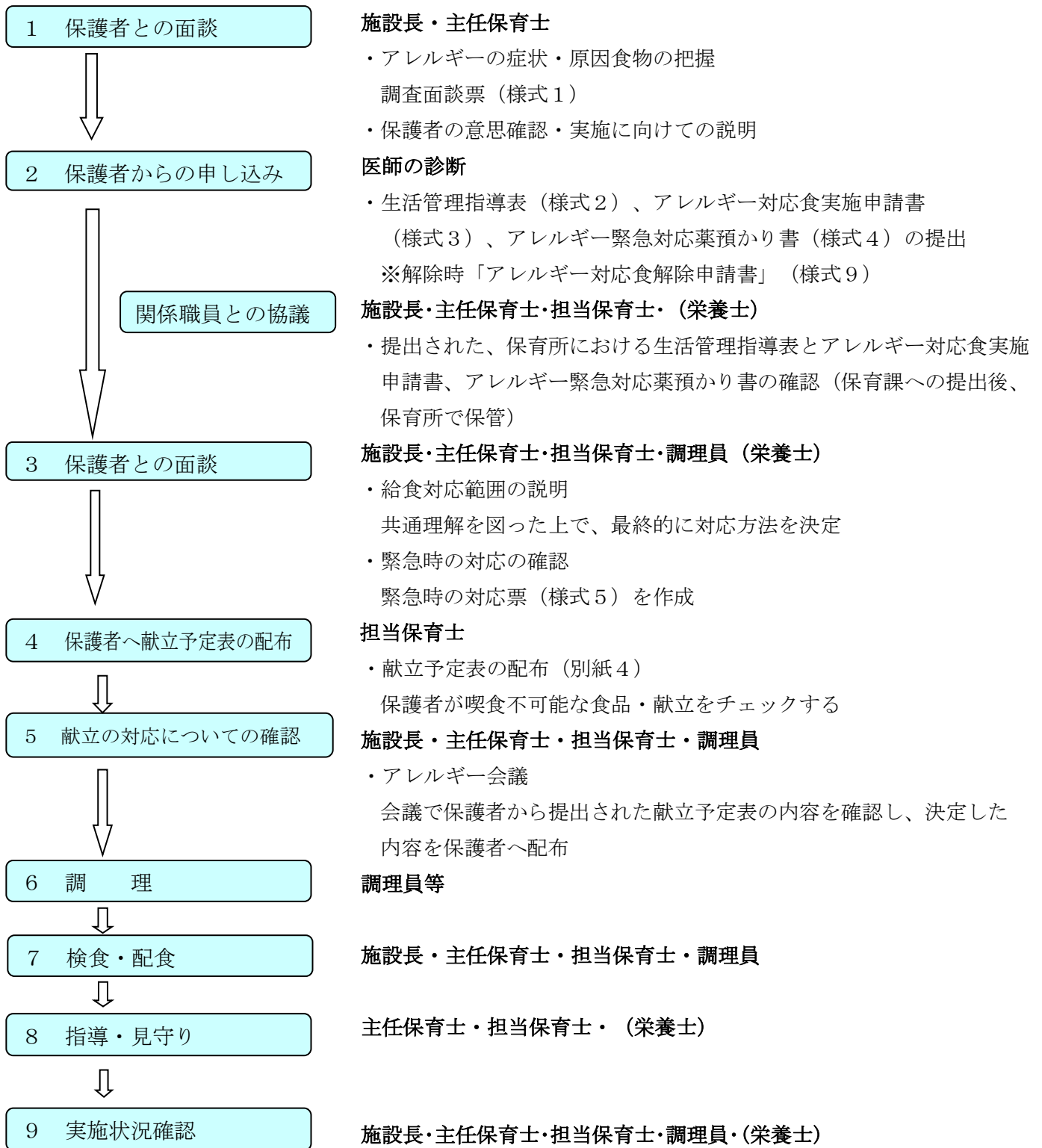


10 食物アレルギー対応について

食物アレルギーの症状を有する児童は、下記のフローチャートに基づいて対応しています。『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』及び『アレルギー対応食実施申請書』が必要となります。

<食物アレルギー対応のための手順フローチャート>



※「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の評価に基づき、医師の診断をうけ「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」（様式2）と、「アレルギー対応食実施申請書」（様式3）を施設長（保育課）へ1年に1回以上提出する。